



令和元年度 第 2 回 研究会
(キャンパスプラザ京都 第 2 会議室)

「近代の災害救助支援と政府・皇室・ 宗教の役割に関する実証的研究」 3 年目を終えて

研究代表者 NITTA Hitoshi 新田 均*1

皇室福祉 NL 第 10 号をお届けします。今回は平成 29 年度文部科学省科学研究費の助成を受けた研究「近代の災害救助支援と政府・皇室・宗教の役割に関する実証的研究」の 3 年目の後半で達成した成果を公表するものです。詳しくは後の記事に譲りますが、主な内容は、キャンパスプラザ京都において 2 日間にわたって開催された国際ミニシンポジウムです。

なお、本研究は、令和元年 10 月 30 日、令和 2 年度から 4 年度までの期間、「恩賜金と福祉事業に関する基礎的研究」というテーマで、篠田学術振興基金に採択され、継続することになりました。

令和元年度 第 2 回研究会・国際ミニ研究集会 プログラム

《令和 2 年 2 月 5 日(水)》(13:00~17:00)

【開会挨拶】

新田 均

【研究報告】

- ① 新田均「近現代における『皇室と福祉』研究の意義と共同研究の展開」
- ② 成江鉉「1920 年代天道教少年会の設立と児童運動」
- ③ 河壩「朝鮮総督府と螺鈿漆器」
- ④ 李俊英「朝鮮総督府財務局長林茂蔵の窮民救済事業と釜山大橋建設」
- ⑤ 藤本頼生「震災復興と皇室・神社：関東大震災と篤志神職をめぐって」

【懇親会】(17:30~)

《2 月 6 日(木)》(10:00~17:00)

- ⑥ 鮮于性恵「日帝独占期釜山、東萊地域社会事業の現況：1930 年代までの保健衛生施設を中心に」
- ⑦ 金イエスル「日帝独占期馬山地域の地方恩賜金の運営実態」
- ⑧ 宮城洋一郎「明治 38(1905)年東北地方大凶作と恩賜金：三県の配布状況の比較を中心に」

【講演】






川田敬一「戦前戦後の災害下賜金」
金仁鎬「1910 年代京畿地方恩賜金の地方費転換に関する研究」

《2 月 7 日(金)》(10:30~14:00)

【エクスカージョン】

第 10 号

目次

3 年目を終えて……………新田 均 1	
令和元年度 第 2 回研究会・国際ミニ研究集会プログラム……………1	
令和 2 年「皇室と福祉研究」・国際ミニ研究集会報告……………櫻井 治男 2	
近現代における「皇室と福祉」研究の意義と共同研究の課題……………新田 均 3	
1920 年代天道教少年会の設立と児童運動……………成 江鉉 9	
朝鮮総督府の螺鈿漆器産業育成政策……………河 壩 10	
国際ミニ研究集会に参加して……………李 俊英 11	
震災復興と皇室・神社：関東大震災と篤志神職をめぐって……………藤本 頼生 12	
常に学びある学术交流・鮮于 性恵 13	
日韓の学术交流の継続を願って……………金 イエスル 13	
明治 38(1905)年東北地方大凶作と恩賜金：三県の配布状況の比較を中心に……………宮城 洋一郎 14	
戦前戦後の災害下賜金 川田 敬一 15	
歴史的真相を追求した国際研究の交流を目指して……………金 仁鎬 16	
広隆寺と洛中散策……………岡本 和真 16	
活動報告 令和元年度……………17	
新聞掲載記事……………17	
会員の主な業績……………18	
出張報告 令和元年度……………18	
編集後記……………18	

*1 皇學館大学 教授

令和2年「皇室と福祉研究」・ 国際ミニ研究集会報告

SAKURAI Haruo 櫻井 治男*2

本年度は、3か年の科学研究費助成を受けてきた最終年度に当たることもあり、研究成果発表の機会をかね、「皇室と福祉研究・国際ミニ研究集会(2020 International Colloquy in Kyoto)」として、去る2月5日(水)～7日(金)、京都市において開催した。5・6両日は、「近現代の社会事業・福祉研究課題の地平と新たな視角をめざして」を統一テーマとし、キャンパスプラザ京都・第2会議室を会場に、2本の講演と8本の研究報告がなされた。最終日はエクスカーションとして、太秦の広隆寺と祇園の八坂神社をめぐり、予定通りの日程を終了した。今回は韓国の恩賜金研究のリーディングスカラーである金仁鎬教授をはじめとする研究グループのメンバー総勢8名が来日され、国内からも13名が出席、総計21名の集まりとなった。

新型コロナウイルスの広がりがまだそれほど危惧されてはいない時期での開催となったが、参加者は各人マスク着用、手洗いなど注意して臨み、質疑応答も盛んに行われ有意義な機会となった。エクスカーションは当初、高麗美術館(京都市北区)等をめぐる予定であったが、同館休館のため、弥勒菩薩半跏像で有名な広隆寺を訪ね、その後、厄神除災で知られる八坂神社を参拝し解散した。

今回も科研費の研究協力者である冬月律氏(モラロジ研究所研究センター研究員・麗澤大学非常勤講師)には、韓国グループとの諸連絡、研究集会での通訳など大変お世話になり、また特別参加された京都大学大学院の郭旻錫氏にも通訳のお手伝いをいただき感謝申し上げます。

日程は次の通りであった。

《2月5日(水)》13:00～17:00

【開会の挨拶】(研究会代表・新田 均 皇學館大学現代日本社会学部 教授・同学部長)

【報告】①新田 均

「近現代における『皇室と福祉』研究の意義と共同研究の展開」

【報告】②成 江 鉉(天道教宗學大学院教授)

「1920年代天道教少年会の設立と子供の運動」

【報告】③河 壘(東義大学校兼任教授)

「朝鮮総督府と螺鈿漆器」

【報告】④李 俊英(高麗大学校亜細亜問題研究院研究教授)

「朝鮮総督府財務局長林繁蔵の窮民救済事業と釜山大橋の建設」

【報告】⑤藤本 頼生(國學院大学准教授)

「震災復興と皇室・神社:関東大震災と篤志神職をめぐって」

◎終了後懇親会(自由参加) そば酒房徳兵衛(京都駅ビル)

《2月6日(木)》10:00～17:00

〈午前〉

【報告】①鮮于 性惠(東義大学校歴史人文教養学部講義全担教授)

「1910年代釜山府・東萊郡に於ける臨時恩師金授産事業の現況と展開」

【報告】②金 イェスル(慶南大学校歴史学科講師)

「日本植民地時代の朝鮮総督府の産業奨励と伝(講習所設置)」

【報告】③宮城 洋一郎(種智院大学特任教授)

「明治38(1905)年東北地方大凶作と恩賜金:三県の配付状況の比較を中心に」

〈午後〉

【講演】①川田 敬一(金沢工業大学教授)

「戦前戦後の災害下賜金」

【講演】②金 仁鎬(東義大学校教授)

「1910年代京畿道地方恩賜金の地方費転換に関する研究」

◎終了後お別れ会(自由参加) 鶴橋風月(京都ヨドバシ)

《2月7日(金)》

10:30 太秦・広隆寺門前集合—(バス移動)—三条大橋—昼食—(徒歩)—八坂神社(参拝)—京都駅(解散)

今回の研究集会については、令和元年8月8日に宮城洋一郎・岡本和真・金田伊代・櫻井で事前打合せを行い(於・京都大学吉田南総合館)、日程・場所・内容等の検討を行った。また9月4日(水)の本年度第一回皇



室と福祉研究会(於:皇學館大学)にて予告し、実施に向けて本格的に動き出した。

今回は特に、『近代日本の国家形成と皇室財産』(原書房、2001年)の著者で、皇室財産、皇室経済法の研究者である川田敬一教授に講演をお願いしたところ、入学試験など大学業務のお忙しいなか快くお引き受けいただき、本会としては、日韓における恩賜金の下賜・活用実態について検証する上で、それを俯瞰的に捉える視点、資料に基づきながら議論を進めて行くことなど多くの示唆を得ることができた。

また、金教授が中心となって進めておられる戦前期韓国での恩賜金の利用実態や朝鮮総督府における恩賜金の位置づけの変化の問題など、多彩な発表がなされ、各々提示された資料内容の解釈など興味深い意見交換が行われ有益な機会となった。韓国の研究メンバーである鮮于・金の両氏には当該分野で博士号を取得されたことが紹介され、一同で祝意を表すことができた。

さらに、福祉との関わり点では、天道教における児童教化をテーマとした発表(成氏)や李氏による元朝鮮総督府官僚で朝鮮殖産銀行頭取等を務めた林繁蔵と窮民救済事業の問題が韓国側からなされた。日本側からは、科学研究の直接的なテーマにかかわる災害支援と恩賜金下賜に関して、これまで地方自治体における当該資料の発掘とその分析に当たってこられた宮城氏による東北3県(岩手・宮城・福島)を纏めた検証内容、藤本氏による神職個人の震災支援活動への照射の必要性など今後の研究展開の上で重要な報告が行われた。

なお、講演及び研究報告内容の詳細は、本号掲載の関係記事を参照いただくとして、今回の研究会については、『中外日報』(2月12日)(3月11日)、『神社新報』(3月2日)各紙に紹介されていること併せて記しておく。(参加者などは17頁の活動報告参照)



【研究報告】

近現代における「皇室と福祉」 研究の意義と共同研究の課題

NITTA Hitoshi 新田 均^{*1}

1. 本研究会に対する助成

この研究会は、「篠田学術振興基金」という皇學館大学が独自に設定している研究資金の支援を受けてはまりました。そのテーマは平成25年4月から28年3月までが「近現代日本における皇室の福祉事業に関する基礎的研究」、平成28年4月から31年3月までが「近現代日本における皇室と災害支援事業に関する基礎的研究」でした。そして、令和2年4月から5年3月までを「恩賜金と福祉事業に関する基礎的研究」という題で申請したところ、採択されました。

このように大学独自資金で研究を進める傍ら、文部科学省の科研費にも応募しました。平成25年度は「日本近現代における宗教と福祉事業の連続性と非連続性の分析的研究」、平成27年度は「近代の災害支援と福祉事業に係る宗教・国家・皇室の関係性の検証研究」というテーマで、宗教学の分野で応募しましたが、残念ながら不採択でした。しかし、平成29年度に「近現代の災害救助支援と政府・皇室・宗教の役割に関する実証的研究」(平成29年4月から32年3月まで)というテーマで、社会福祉の分野で応募したところ採択されました(この結果、学内規程に基づいて「篠田学術振興基金」の平成29年4月から32年3月までを辞退しました)。そして、現在、「日本近代における福祉事業の形成と持続に関する基礎的研究:その多様性に注目して」(令和2年4月から7年3月まで)というテーマで題で申請している最中です。

2. 発足当時の目的と研究の開始

本研究会の発足当初の目的は以下の6点でした。

- ①近代以降における日本の福祉の発展に対して皇室が果たした役割を検証する。
- ②研究資料の把握、資料情報の整理を行う。
- ③皇室と民間、民間と宗教、宗教と皇室の関係に注目する。

- ④戦後の権利思想の展開とそれ以前の相互扶助的な福祉伝統との連続性と非連続性を解明する。
- ⑤戦後の宗教を社会基盤としない認識の是非を検証するために、戦前の宗教が福祉事業に果たした役割を解明する。
- ⑥政府の福祉事業への認識や施策が不十分だった時代に皇室が果たした役割を解明する。

この目的の下に、平成 25 年 4 月 27 日に、第 1 回研究会を皇學館大学で開きました。その内容は以下の 3 点でした。

- ①本研究の趣旨説明
- ②自己紹介
- ③今後の研究計画の打ち合わせ

平成 25 年 9 月 28 日に、宮城洋一郎氏より、以下の提案がありました。

- ①谷山恵林「日本社会事業大年表」から皇室の災害等の支援に関する記事を取り出して年表として再整理する。
- ②宮内庁書陵部所蔵『恩賜録』を撮影して、日付と典拠を確認する。

平成 25 年 12 月 21 日、第 2 回研究会を皇學館大学で開きました。そこでの発題・報告は以下の 3 つでした。

- ①【発題】宮城洋一郎「明治期の皇室による災害支援事業」
- ②【報告】岡本和真「宮内庁書陵部所蔵 恩賜録と社会事業年表について」
- ③【報告】櫻井治男「高松宮奨励金と名張市奥鹿野の現在」

そして、この研究会で、9 月 28 日の宮城提案が了承されて、①谷山恵林「日本社会事業大年表」から皇室の災害等の支援に関する記事を取り出して年表として再整理すること、②宮内庁書陵部所蔵『恩賜録』を撮影して、日付と典拠を確認することが、研究会活動の柱の一つとなりました。

平成 26 年 3 月 12 日、第 3 回研究会を日本文化興隆財団第 2 会議室(東京都渋谷区千駄ヶ谷)で開きました。その内容は以下のようでした。

- ①【ゲストトーク】梶田明宏「昭和天皇の事績から見た戦前の皇室と福祉」
- ②【発題】小平美香「皇后の福祉事業:昭憲皇太后の慈善事業」
- ③【発題】宮城洋一郎「恩賜録に関する先行研究(紹介)」

3. 平成 26 年度の活動

平成 26 年度の第 1 回研究会は、平成 26 年 8 月 25 日、皇學館大学で開催されました。その概要は以下のようでした。

- ①【発表】山路克文「第二次世界大戦後の日本の社会事業の特質について:皇室の慈恵事業と社会事業の関係性について」
- ②【発表】宮城洋一郎「明治 24 年濃尾震災の救援活動と関係資料」
- ③【報告】岡本和真「宮内庁書陵部蔵『恩賜金』の入力状況について」
- ④今後の研究会の進め方について

平成 26 年 10 月 31 日から 11 月 2 日にかけて、櫻井治男氏、宮城洋一郎氏、冬月律氏が、鹿児島国際大学で開かれた第 30 回韓国日本近代学会に参加し、そこで韓国・東義大学の金仁鍋氏と知り合い、金氏が日本統治時代の恩賜金の研究を行っていることを知りました。これを切っ掛けとして、韓国の研究者との研究交流が始まりました。

平成 26 年度の第 2 回研究会は、平成 27 年 3 月 6 日、岐阜県岐阜市の伊奈波神社で開催しました。その概要は以下のようでした。

10 時~12 時 濃尾震災関係施設見学会
13 時~17 時 研究会

- ①【ゲストスピーカー】笥真理子氏(伊奈波神社宝物館学芸員・元岐阜市歴史博物館学芸員)「濃尾大震災と岐阜」
- ②【発表】宮城洋一郎「濃尾大震災と災害支援」
- ③【発表】櫻井治男「宮城県立公文書館蔵・明治 38 年東北凶作恩賜金配付に関する訴状」
- ④【報告】井上兼一「石井十次の社会事業についての理解」
- ⑤【特別報告】金田伊代「ターミナルケアにおける神職の可能性」

4. 平成 27 年度の活動

平成 27 年度の第 1 回研究会は、平成 27 年 8 月 3 日、皇學館大学で開催されました。その概要は以下のようでした。

- ①【報告】新田均「平成 26 年度事業報告」
- ②【報告】櫻井治男「平成 27 年度事業計画」
- ③【発表】宮城洋一郎「濃尾震災と恩賜金:愛知県の資料から」
- ④【発表】冬月律「皇室における利他的実践:恩賜・下賜金の支出状況からみた天皇制慈恵主義を事例に」

- ⑤【発表】櫻井治男「資料『震災に関する宗教道徳的観察』の紹介」
- ⑥【発表】渡邊眞美「『女学雑誌』における女性像の規範について:昭憲皇太后の社会事業を題材として」
- ⑦【論文紹介】山路克文「近代日本における社会事業と皇室の役割について:連続・非連続の視点からみた戦後日本の社会福祉の特質」明治天皇北陵巡幸とその時代背景」
- ⑧【予告】韓国日本近代学会(平成27年10月31日九州大学)における研究発表募集について
- ⑨平成28年年度以降の研究活動について

この研究会の翌日、打ち合わせ会を行いました。そこで、本会の研究調査活動をまとめた「ニューズレター」を年2回作成し、皇學館大学研究開発推進センターのホームページに掲載することになりました。

そして、その創刊号が平成27年9月30日に刊行されました。この創刊号では、平成26年度の全活動報告と出張報告、平成27年度の第1回研究会まで活動報告、出張報告がまとめて掲載されました。

平成27年度第2回の研究会は、平成25年4月から28年3月まで篠田学術振興基金の助成を受けた研究「近現代日本における皇室の福祉事業に関する基礎的研究」のまとめとして、基調発題2つとミニシンポジウムとを行うという形で開催しました。その概要は以下のようです。

- ①【ゲストスピーチ】室田保夫(関西学院大学教授)「私の研究史から:キリスト教社会福祉家をめぐって」
- ②【基調発題①】金仁鍋(東儀大学校教授)「日本植民地時代朝鮮における恩賜政策の展開」
- ③【基調発題②】宮城洋一郎(種智院大学特任教授)「明治期における大規模災害と恩賜金をめぐる緒問題」
- ④【シンポジウム】「近代における災害救援と恩賜金をめぐる諸問題」
金仁鍋(東儀大学校教授)
宮城洋一郎(種智院大学特任教授)
新田均(皇學館大学教授)
山路克文(皇學館大学教授)
冬月律(モラロジー研究所研究員)
コーディネーター: 櫻井治男(皇學館大学特別教授)

平成28年3月31日、平成27年度第1回研究会以降の活動報告、出張報告、会員の著書・論文紹介、そして第2回の研究会を兼ねたミニシンポジウムの概要を載せた「ニューズレター」第2号を刊行しました。

5. 平成28年度の活動

平成28年度は、新たに「篠田学術振興資金」から「近現代日本における皇室と災害支援事業に関する基礎的研究」というテーマで助成金をいただき、スタートすることができました。この期間に行う研究調査の目的は、①皇室の災害時における支援活動にかかる基礎的研究資料の収集整理と資料編集、②皇室の活動に対する宗教団体・組織(神道・仏教・キリスト教)の関わりの実態、③災害支援の理念・活動が宗教メディア及び学校教育において如何に発信され、国家・皇室・宗教観にかかわったか、を明らかにすることでした。

平成28年8月9日に皇學館大学で開かれた第1回研究会は以下のような概要でした。

- ①【代表挨拶】新田均
- ②【報告】「平成25～27年度篠田学術振興基金助成研究について」
- ③【発表】宮城洋一郎「社会福祉関係の諸年表と年表作成の意義」
- ④【発表】山路克文「『連続』の視点からみた日本の福祉原理の系譜:井上友一における感化救済思想と皇室の下賜との関係について」
- ⑤【発表】岩瀬真寿美「近現代の学校をめぐる災害復旧事業と防災教育」
- ⑥会員意見交換会
- ⑦【報告】「平成28年度以降の篠田学術振興基金助成研究にかかる報告」

平成28年9月30日、上記の第1回研究会の概要の他に、調査資料紹介、コラム、出張報告、研究メンバー紹介、3年間の研究計画を載せた「ニューズレター」第3号を刊行しました。

第1回研究会の後、平成28年8月31日から9月2日にかけて、本会のメンバーである櫻井治男氏、宮城洋一郎氏、冬月律氏、井上兼一氏、遠藤慶太氏、金田伊代氏が、大韓民国釜山広域市を訪問しました。この訪問の主な目的は二つでした。一つは、東義大学校で「恩賜金研究」を行っている金仁鍋氏のグループと会って研究状況を聞き、意見交換をすること。もう一つは、釜山市立図書館を訪問して重要文書として保管されている韓国の近代資料や朝鮮総督府資料を閲覧することでした。この様子と成果については、「ニューズレター」第3号(別冊 韓国・釜山東儀大学校 研究交流特集)にまとめて、平成28年9月30日に刊行しました。

平成28年度第2回研究会は、平成29年3月6日、東京都板橋区にある天祖神社で開催しました。その概要は以下のようです。

1 日目・研究会(平成 29 年 3 月 6 日(月)13 時～17 時)

- ①【発表】小平美香「常盤台の歴史と神社の地域活動:対立から融合へ」
- ②【発表】山路克文「『渋沢栄一の社会事業研究』について」
- ③【報告】冬月律「韓国・東義大学校 金教授グループとの研究交流 at 皇學館大学」
- ④【報告】金田伊代「岡山県における神社調査の目的」
- ⑤【報告】宮城洋一郎「岩手県庁文書調査について」

2 日目・エクスカージョン(平成 29 年 3 月 7 日(火)10 時～12 時)

東京都長寿医療センター「養育院・渋沢記念コーナー」の展示見学及び所蔵資料閲覧

この研究会の概要は、櫻井治男氏の「岡山県立記録資料館所蔵の「恩賜金」関係資料の調査報告」、平成 28 年度活動報告、会員の主な業績とともに、平成 29 年 3 月 31 日刊行の「ニューズレター」第 4 号にまとめられました。

6. 平成 29 年度の活動

平成 29 年度の研究活動は、平成 29 年 4 月から 32 年 3 月までの期間で申請していた「近現代の災害救助支援と政府・皇室・宗教の役割に関する実証的研究」が科研費で採択されたことから、皇學館大学の学内規程に基づいて、平成 29 年 4 月から 32 年 3 月までの「篠田学術振興基金」を辞退して始まりました。

ここで、科研費に申請した時に示した研究目的を挙げれば以下ようになります。

- ①テーマに関する基礎資料の収集、整理、災害救助にかかる「恩賜金」のデータベースを構築し、その成果の当該研究領域及び関係分野研究への共有化を図る。
- ②「恩賜金」の「下賜」と受け入れ実態につき、その状況を分析し、どのような制度的枠組みが形成されたかの過程を明らかにする。
- ③政府・皇室の救助活動について、当時の宗教団体・組織の役割を相互連携という観点を含めて検証する。
- ④政府・皇室・宗教にかかる救助支援の様相がどのように社会に発信され、また教育現場で伝えられたかを分析し、近代の国民教育における当該課題を明確にする。

平成 29 年 8 月 5 日に開催された第 1 回研究会では、冒頭で科研費研究の進め方についての打ち合わせが行われました。その際に、平成 28 年度の韓国研究者との学術交流の成果を考慮して、①②の目的に

「植民地期朝鮮の実態」も加えることになりました。この打ち合わせの後に行われた研究会の概要は以下のようです。

- ①【研究報告】櫻井治男「明治 17 年岡山県海嘯災害と恩賜金:岡山記録資料館調査より」
- ②【研究報告】宮城洋一郎「明治 38(1905)年東北地方大凶作と恩賜金:岩手県における配付方法について」
- ③【研究報告】井上兼一「国定教科書における「光4明皇后」教材:記述の変化に着目して」
- ④【研究報告】岡本和真「沈没事故における恩賜金支出」
- ⑤【調査報告】金田伊代「徳島調査報告:阿波井島保養院に関して」

この研究会の概要は、平成 29 年度活動報告、会員の主な業績、出張報告とともに、平成 29 年 9 月 30 日刊行の「ニューズレター」第 5 号に掲載されました。

平成 29 年度第 2 回研究会は、平成 30 年 2 月 28 日、京都市下京区の大学コンソーシアム京都で開催されました。これには金氏他の韓国の研究者も参加しました。その概要は以下のようです。

【代表者挨拶】新田均

【参加者自己紹介】

【研究報告】

金仁鍋「前近代韓国における恩賜制度研究」

宮城洋一郎「岩手県における恩賜金配付の実態について:県庁文書の調査から」

鮮于性恵「慶南地域恩賜授産事業の点検」

河壘「日帝強占期の統治経営における恩賜授産産業研究:統営工業伝習所」

藤本頼生「近代社会事業史の一側面:内務官僚と『岡山閥』の関わりについて」

【報告】櫻井治男「平成 29 年度文部科学研究費助成研究の進捗状況について」

【資料紹介】室田保夫「博愛社機関誌に表れた皇室関係記事について」

翌 3 月 1 日はエクスカージョンとして以下の見学を行いました。

- ①泉涌寺、②悲田院跡地、③仏光寺、④八橋検校道場跡、⑤鈴屋大人寓講学旧地、⑥當道職屋敷跡(盲人取締り所)

この研究会並びにエクスカージョンの概要は、【調査報告】金田伊代「四国の『犬神憑き』と神社に関わる精神医療史調査報告」、平成 29 年度活動報告、新聞掲載記事、会員の主な業績、出張報告とともに、平成 30 年 3 月 31 日刊行の「ニューズレター」第 6 号に掲載されました。

7. 平成 30 年度の活動

平成 30 年度の活動は、8 月 8 日から 10 日まで、櫻井治男氏、宮城洋一郎氏、山路克文氏、岩瀬真寿美氏、冬月律氏の 5 名が韓国ソウル市を訪問したところから始まりました。この訪問の目的は、金仁鍋氏の研究グループ(李旺茂・京畿大学史学科教授、成江鉉・東儀大学校史学科教授、成周賢・青巖大学校研究教授、朴鍾隣・韓南大学校歴史教育学科副教授、李俊英氏、鮮于性恵氏ら)との研究交流、李王朝関係の資料を所蔵する韓国学中央研究院蔵書閣の訪問、宗廟の見学、高麗大学校亜細亜問題研究所の訪問にありました。

平成 30 年度第 1 回の研究会は 9 月 24 日に皇學館大学において開催しました。その概要は下記のとおりです。

【開催挨拶】新田均

【参加者紹介】

【事業報告】

櫻井治男「科学研究費研究の進捗状況と本年後半の研究計画」

出張者「8 月のソウル訪問と『蔵書閣』紹介映像鑑賞」

岡本和真「宮内公文書館における『恩賜録』調査及び資料蒐集について」

その他

【研究報告】

宮城洋一郎「岩手・福島両県の史料調査報告」

金田伊代「近現代の精神医療史における神社の位置」

山路克文「『中国高齢者保健医療学研究全国大会：高齢者医療サービスと標準化シンポジウム』への出席に関する報告」

井上兼一「昭和戦前期における児童保護としての就学義務」

この研究会の概要は、前記の韓国訪問記録、平成 30 年度活動報告、会員の主な業績、出張報告とともに、平成 30 年 9 月 30 日刊行の「ニューズレター」第 7 号に掲載されました。

平成 30 年度第 2 回の研究会は、平成 31 年 3 月 5 日、國學院大學で開催されました。その概要は以下のとおりです。

【開会挨拶】新田均

【参加者自己紹介】

【ゲストトーク 1】今泉宜子「昭憲皇太后基金の設立とその歴史、近代における皇室と開発協力について」

【研究報告 1】山路克文「戦前・戦後における『日本型福祉』概念の連続・非連続の問題をめぐって：日露戦後の感化救済事業から総力戦体制下の厚生事業にいたる救済思想の変遷について」

【ゲストトーク 2】松本滋「天皇皇后両陛下の災害地お見舞い行幸啓：皇室取材を通して」

【報告 2】宮城洋一郎「明治 38 年東北地方大凶作と福島県：恩賜金の配布をめぐる問題点」

【研究トピック紹介、情報交換会】

【その他】平成 31 年度事業計画、事務連絡等

この研究会の翌日は、明治神宮参拝の後、神社本庁のロビーで「皇室福祉年表」(案)作成の打ち合わせを行い、さらに「聖徳記念絵画館」を訪問しました。

さらに、7 日と 8 日の両日、櫻井・宮城・金田・岡本が宮内庁書陵部において『恩賜録』(昭和期)の調査と撮影を行いました。

これら一連の活動の概要は、平成 31 年 3 月 31 日に刊行された「ニューズレター」第 8 号に掲載しました。

8. 令和元年度の活動

令和元年度第 1 回研究会は、令和元年 9 月 4 日、皇學館大学で開催されました。その概要は以下のとおりです。

【開会挨拶】新田均

【研究報告・研究トピックス・資料紹介】

櫻井治男「大正・昭和の大嘗祭における海外からの『庭積机代物』と大典記念行事」

小平美香「『穂積歌子日記』にみる『慈善』」

金田伊代「神道とターミナルケアの阻害要因」

井上兼一「戦前期における教科書のなかの『神武天皇』教材」

宮城洋一郎「福島県庁文書『明治 39 年凶作関係書類(郡市長報告書類)』」

【その他】

平成 31 年度事業計画

事務連絡

この研究会の翌日、同じく皇學館大学において、令和元年度第 1 回ワーキンググループの会合が行われ、皇室福祉年表の作成と、国際ミニシンポジウムの内容についての話し合いが行われました。

以上の内容については、令和元年 9 月 30 日刊行の「ニューズレター」第 9 号に掲載されました。

令和元年度第 2 回研究会は、キャンパスプラザ京都において、令和 2 年 2 月 5 日と 6 日の 2 日間にわたって、日韓の研究者による国際ミニシンポジウムという形で開催されました。この概要については、この原稿が掲載される「ニューズレター」第 10 号に掲載されますので、そちらに譲ります。

最後に、これまで継続してきた本研究会の成果と今後の展望について述べたいと思います。これについて

は、令和 2 年度の科研費に、基盤研究(B)「日本近代における福祉事業の形成と持続に関する基礎的研究：その多様性に注目して」(令和 2 年度から 6 年度まで)というテーマで応募した際に提出した書類に記しましたので、以下にそれを引用します。

(1)本研究の学術的背景、研究課題の核心をなす学術的「問い」

【学術的背景】

本研究を申請する背景には、平成 29 年度～31 年度の科学研究費助成を受けて進めてきた「近代の災害支援と政府・皇室・宗教の役割に関する実証的研究」(研究代表者・新田均、基盤研究(c)：課題番号 17K04278)がある。当該研究では、研究を進めるための基礎として宮内庁書陵部所蔵の『恩賜録』(明治・大正期)を用いて「皇室福祉年表」の作成にあたり、また明治中後期の東北地方の自然災害と恩賜金配分にかかる資料発掘と分析を通して、その役割の実態解明、また韓国研究者との研究交流を通して戦前期の朝鮮総督府における恩賜金の取扱いとその役割などの相互理解を進めてきた。

そこでは、日本国内における災害時の「恩賜金下賜」が国民的支援の広がりへの契機となること、また配分が政府—地方機関—住民へと秩序あるシステム構築がなされ、恩賜であることが信頼性の基盤となっていたことなどが明らかになってきている。

こうした研究をもとに、本研究における核心的な問いは、ミクロな場面での検証を基本としつつ、マクロな問いかけとして、近代の国民国家における福祉事業の形成と持続に皇室が果たした役割をどのように意義づけることが可能か、また戦前と戦後の制度的変革のなかで、皇室・宗教にかかる福祉事業の連続性と非連続性をどのような枠組みや構成内容において捉えることが日本の福祉文化の特質を解明する上で必要かを問うところにある。

(2)本研究の目的および学術的独自性と創造性

本研究が目的とするところと独自性・創造性は主に以下の 4 点としている。

(a)皇室と福祉の関係性を「恩賜金」を通してその役割・意義を明らかにする。

本目的は、これまで申請者グループが手掛けてきた研究テーマの延長線上にある。これまで中央における資料(『恩賜録』)と「恩賜金下賜」先の資料(地方自治体等所蔵戦前期行政文書)の収集・分析に努めてきた。中央資料については、時代が下るにつれ分量も増加するが、昭和期(昭和 20 年迄)を新たな収集対象とし、時間をかけてこれまでの欠を補うと共に、年表の活用度を高める作業を行う。また恩賜金配分先の資料に即しては、

従前の研究では見られない、配分の仕組みとともに宗教組織や団体が関わる点に着目し、それぞれの役割を明らかにする計画である。

(b)皇族やその周辺において福祉事業がなされてきた状況を人的関係などに着目し新たな研究展開を図る。

近代日本における政府の福祉事業は限定されており、慈善事業において皇后、女性皇族、またその周辺にあった人々が事業の推進などに関わりを有してきたことは知られている。しかし、着目度は少なく、表面からは埋もれやすい。この人的関係を全体的に俯瞰し、各状況を明らかにすることは皇室の福祉事業の概念やあり方を検証する上で、また、今日に続く問題としても重要と考えられる。こうした観点からの研究展開を検討し、その枠組みを明らかにすることは、従前の近代史、近代天皇研究とは異なる独自性を有する。

(c)近代以降の宗教の福祉に対する役割を、神道・神社状況の分析という観点から、仏教やキリスト教のそれと対比して捉え返し、その研究枠や方向性を明示する。

民間で福祉事業を推進し、その開発に取り組んできた宗教の役割は無視できないものがある。日本社会における仏教福祉の長い歴史や近代以降におけるキリスト教福祉の実践は重要な役割を占めてきた。この点について、日本の宗教伝統である神道や神社の役割を視野に入れることも必要であると考えられる。この点を、皇室と関係の深い神社のみならず、地域コミュニティに根差した神社など、近代の宗教制度においては国家的側面が強くなり、戦後においてはその制度的関係が解消されるなかで、戦前期の神道の組織的活動の有無や神職個人及び神職組織(大日本神祇会等)の福祉領域への関与については十分に明らかにされていない。これを仏教やキリスト教の活動から照射することで、実態がより明確になると予想される。このように研究枠組みや研究対象を広げることは、福祉事業の多様性に着目する上で有益であると考えられる。

(d)本テーマに関わる国内外の研究者による研究コミュニティの場の形成をはかるとともに、収集資料の共有化や利活用の方策を確立する。

本研究を申請する背景には、社会福祉学、歴史学、宗教学、神道学、教育学、法律学などを専攻する多様な主体が共同研究を行うことの意義があげられる。併せて、日本が海外へ空間的領土拡大を行っていた朝鮮総督府時代の歴史検証を手掛けている韓国の研究者との「恩賜金」をキーワードとした直接的な研究交流、情報交換の機会が得られたことが上げられる。政府と民間の福祉事業の関係、民間と宗教の福祉事業との関わり、そして皇室と宗教の福祉活動との関わり方の三極構造をプラットフォームとすることによって、研究コミュニティが形成され、資料情報の交換、収集資料の共有化など

が格段に進展すると考えられる。これを足掛かりとして、更に社会への研究成果の還元を図る適切な方を構築することを目指す。

この研究が採択されるかどうかはまだ分かりませんが、皇學館大学独自の篠田学術振興基金については、令和元年 10 月 30 日、令和 2 年度から 4 年度まで期間で「恩賜金と福祉事業に関する基礎的研究」というテーマで採択されました。したがって、令和 2 年度については、この基金の助成金によって研究を進めて行きま



【研究報告】 1920 年代天道教少年会の設立と 児童運動

SUNG Kang Hyeon 成江鉉^{*3}

天道教は水雲崔濟愚が 1860 年に起こした東学を 3 代目教祖の孫秉熙が改名した朝鮮発祥の新宗教である。天道教は民族の命運が不透明な状況で民族主義的傾向を強化して教勢を拡張していった。天道教は 1910 年代 300 万に達した教勢をもとに、3・1 独立運動で主導的役割を引き受けたが後に危機に逢着し、これを解決するために、青年が教團の全面に登場して天道教青年教理研究部を作り、これを天道教青年会に発展させた。

「子ども運動」は、天道教青年会の 7 つの運動部門の一つであった。青年会は少年部設置を契機に児童運動を開始し、大きな反響があったことで後に少年会に分立した。子ども運動は、天道教の教理的な待天主に基づいている。特に 2 代目教祖崔時亨の「事人如天」と「子どもに暴力を振るわないでください」という法説を現実化した社会運動だった。初期の子供の運動の主導的な役割をした人物が金起田、方定煥、朴来弘の 3 人だった。金起田は理論の基盤を構築し、方定煥は日本留学を通じて日本の児童文学を身につけ、子供の運動を現場で指導して全国的に拡散させた子供運動の先駆者であった。

1921 年天道教で始めた子供の運動は、1 年後の 1922 年 5 月 1 日に「子供の日」の制定と宣言書を発表に

具体化された。天道教の子供の運動は民族運動の方法で全国的に拡散して、1923 年に朝鮮少年運動協会が構成された。そして、第 1 回子供の日を制定し、全国で記念行事を開いた。この日の「少年運動の基礎條項」という子供人権宣言を発表したが、これは国際児童人権宣言より 1 年早い画期的な事件だった。

方定煥の代表的な活動は、雑誌『子供』の発刊と 1925 年開催の世界児童国際展覧会であった。特に世界児童国際展覧会は世界の子供たちと朝鮮の子供が連帯する運動で地域の限界を超える運動だった。しかし、方定煥は過労と肝臓炎により 33 歳で夭折した。方定煥は 1920 年 9 月から 1922 年 4 月までの約 1 年 6 ヶ月間日本に滞在し、『開闢』の東京特派員と天道教青年会東京支会の代表として活動した。日本滞在中に、方定煥は主な関心事である子供の運動と関連した情報を収集し、これを子供の運動に活用した。

方定煥は東洋大学時代に、朝鮮文化に注目した柳宗悦の影響を受けたものと推定される。また、当時日本児童文学の代表的な人物である巖谷季雄(巖谷小波)の影響も受けたと見られる。方定煥の號(号)である「小波」を日本語にすると、巖谷季雄の筆名である「小波」と同一である。日本の児童文学の大父である巖谷季雄のペンネームを自分の號として使用したという点は、方定煥が巖谷季雄と交感していた象徴に分析することができる。しかし、方定煥は巖谷季雄の児童文学の方法論に関しては影響を受けたが、彼の思想には従わなかった。巖谷季雄の軍国主義的傾向とは異なり、方定煥は民族主義的傾向を持っていた点は、方定煥の正体性が天道教にあったことを意味する。

日韓共同学術発表会の熱気をまだ忘れられない。日韓の研究者が共同の課題を議論する重要な学術大会に参加できて光栄だった。そして、日本の学者の深い学術的能力に大きな感銘を受け、これからの研究活動にも多くの助けになると思う。最後に、私たちのスケジュールに情熱を尽くしていただいた日本の関係者の方々に感謝申し上げる。(翻訳 冬月律^{*4})



*3 天道教宗學大學院 教授

*4 モラロジー研究所 研究センター 主任研究員
麗澤大学 非常勤講師

【研究報告】

朝鮮総督府の螺鈿漆器産業育成政策

HA Hoon 河 堦^{*5}

日帝強占期に入って朝鮮の工芸と芸術文化は、関心と価値を一部民間日本人たちによって研究されて整理されたが、その中心には、朝鮮総督府があった。植民地朝鮮に移住した日本人は朝鮮固有の伝統文化を再評価したが、名目的には相互交換であったが、実質的には総督府は植民地統治の道具にしようとした。総督府の直屬機関としては工業試験研究機関の中央試験所があり、螺鈿漆器の重要材料である漆器に関する研究が行われた。民間運営による統営漆器株式会社及び工業伝習所も総督府の許可を受けており、1917年、民間団体である「朝鮮漆工会」設立についても朝鮮総督府が関与していた。朝鮮総督の齋藤實(1858-1936)は、新たな植民地としての朝鮮支配政策として「文化政治」を標榜した。文化政治は芸術方面でも施行され、総督府主管で1922年に朝鮮美術展覧会を開催し、1932年には新たな時代への転換を誘導すべく、朝鮮美術展覧会工芸部の新設にともない螺鈿漆器が出品された。

1. 中央試験所

朝鮮総督府は1912年3月「朝鮮総督部中央試験所官制」を公布し、京城(翻訳注: 現ソウル)に中央試験所を設立した。分析部、応用化学部、染織部、窯業部、醸造部の5つの部署を開設して設立されており、漆工芸または漆工業、螺鈿漆器の分野は応用化学部が担当した。また、中央試験所では、漆に関する研究も行われた。朝鮮全域における漆の栽培状況や生産量などの調査研究・分析を通し、日本国内の需要を満たすと同時に、朝鮮への進出方法を模索しようとした。中央試験所において漆関連の実験は4回行われた。1915年に木村伊三次郎による採漆実験を皮切りに、中央試験所技手の山本隆次が漆塗り法による漆塗り採取量実験を1917年と1918年に実施した。また、技手の五十嵐三三が1921年に、平安北道泰川郡の6年生の漆の木を、1925年には忠清北道沃川郡の8年生の漆の木を対象に漆塗りの実験を行なった。漆に関する彼らの研究は朝鮮の螺鈿漆器を改良する目的だけでなく、良質の原料を研究開発して日本に持ち出し、商品的価値の高い螺鈿漆器に適用された。実際に技手の木村伊三次郎は1920年、中央試験所退職後に富山県高岡市で朝鮮螺鈿社を設立し、螺鈿漆器を生産した。

朝鮮総督府は螺鈿漆器の改良のため、関連団体の設

立だけでなく組織にも深く関与した。朝鮮漆工会が設立されると、螺鈿漆器製作が活性化され、1918年には京城で朝鮮総督府中央試験所所属の人々を中心にした螺鈿漆器実習所が新設された。一方で、1917年7月に木村伊三次郎は朝鮮総督府機関紙の『朝鮮彙報』に「朝鮮の漆器業に関する研究資料」を発表した。中央試験所の研究結果は『朝鮮総督府中央試験所報告』として出版され、1915年から1939年までに計19回41号が発刊された。

2. 朝鮮総督の関心と恩賜授産産業(統営漆器株式会社と工業伝習所)

日本植民地時代の螺鈿漆器産業に対する政策樹立と変化過程において、その中心には朝鮮総督府があった。朝鮮総督の寺内正毅は統営地域の青貝細工技術に関心をもっていた。青貝細工職人たちに対し、総督は自費で補助し、人材育成費として毎年100円ずつ補助を出したことで世間の注目を集めた。総督の関心によって地方費の補助を受け、螺鈿漆器は朝鮮の工芸の中で最も有望な事業とされ、その影響は次第に全国規模と拡大していき、解放前まで民間によって運営されていた。

明治44(1911)年、韓日合併時の天皇による恩賜金が下賜され、朝鮮総督府は総督の訓示を通じて方針を示し、臨時恩賜金政策を実施した。臨時恩賜金は国債で発行され、その利子は1910年から1943年まで朝鮮総督府の持続的な歳入源となった。また、同年恩賜金授産事業の一環として工業伝習所を慶尚南道統営に設置し、運営費は地方費から支出し、公債の利子で充当した。授産産業の施行に必要な機関の運営費用と職員の給与、旅費だけでなく、設備及び機器の購入、生徒に支給する食費と修了者の機器及び原料購入にかかる経費すべてを恩賜金から支出した。

地域の親日資本家は、名目は工業伝習としながら、朝鮮総督府という巨大権力とのつながりを足がかりに、補助金の支援を受けて私有化した。工業伝習所が殖民統治基盤造成の一環として設置・運営されたことは、別の教育事業においても日本人資本家にとっては、植民地時代の朝鮮は機会の地として、事業成功のための手段

とみなされていた。1918年8月、富田儀作は朝鮮総督府の許可を受けて工業伝習所の一分野である螺鈿漆器部分を引き受け、統営に統営漆工株式会社を設立した。富田儀作は、一個人でありながら巨大な権力との癒着を通じて朝鮮総督府の目的である殖民統治基盤を強固なものにし、さらに自らの植民地資本を拡充する意図もあった。

3. 朝鮮総督府主催の朝鮮美術展覧会

朝鮮総督と日本人資本家にとって関心対象となった朝鮮の伝統螺鈿漆器は、量的な膨張を遂げ、生産量が増加したが、朝鮮の伝統は歪曲され、変化を余儀なくされた。総督府による政策は巨視的な視野を遮断し、創意力と新しい文化の発展を阻害し、抵抗精神の弱体化を意図したものであった。朝鮮の伝統工芸を朝鮮総督府の制度的な影響下に置きながら、経済と文化面にも寄与する工芸として育成しようとした。

朝鮮総督として赴任した斎藤實(1858-1936)は新たな植民地朝鮮支配の政策として「文化政治」を標榜した。朝鮮総督府の文化政治は芸術方面でも施行され、1922年に文化統治の一環として朝鮮美術展覧会を開催した。1932年には、朝鮮総督府が政治・経済的危機からの脱却を目指し、新しい時代への転換を誘導するといった目標下で朝鮮美術展覧会工芸部が新設され、螺鈿漆器が出品された。展覧会は総督府が侵略地である植民地朝鮮で活動中の日本人美術家に対する配慮と文化芸術活動を支える制度として定着していった。朝鮮の文化向上という名目で国内の日本人美術家を擁護し、長期的には展覧会を通じて日本美術との同化を意図していた。

一方で、朝鮮美術展覧会での入賞は、朝鮮総督府から優れた作品性の公認を受ける契機を与えるだけでなく、入賞者本人と工房の製品を広報する手段としても活用された。朝鮮総督府では、当局の要求と商品性に合致する作品に相応しいものを受賞作品として選抜し、優れた美術品として公認した。また、国家総動員法の制定以降、戦争資金の調達に本格的に求められた際には展覧会として出品され、受賞作品や工芸品など経済的効用性のあるものは、戦争資金の調達手段としても活用された。

4. 結論

中央試験所の工業実態調査の結果は、殖民統治のインフラ構築のための実質的な資料を朝鮮総督府に提供する役割が主な目的であった。

工業伝習所は植民地時代の統治構造の礎石を築き、完成させるための政策的な統制手段として施行され、臨時恩賜金による授産産業は教化の手段として殖民統治

基盤をさらに強固に後押しするという目的のもと実施された。朝鮮総督府が主導した朝鮮美術展覧会工芸部は、朝鮮の伝統的な前近代的工芸が近代工芸へと繋がる架け橋の役割に寄与した。

朝鮮の伝統工芸は日本の工芸とは異なるアイデンティティをもって進められたが、朝鮮美術展覧会は、総督府の美術政策下で行われたという本質的な限界があった。そうした作家の芸術性に対する悩みは、総督府が予め設定した枠の中で行われ、近代化になれず植民主義的意図に埋没する要因として作用した。

(翻訳 冬月律*4)



【研究報告】

国際ミニ研究集会に参加して

LEE Joon Young 李俊英*6

2020年2月5日から6日までの二日間、京都で行われた「近現代における『皇室と福祉事業』に関する研究会」主催の「近現代における『皇室と福祉事業』国際ミニ研究集会」に参加しました。このような日本との交流はこれまでも複数回ありましたが、その中で今回のセミナーは、これまで以上に積極的かつ活発な議論が行われていた印象を受けました。

私は今回のセミナーで、「朝鮮総督府財務局長林繁蔵の窮民救済事業と釜山大橋の建設」をテーマに研究発表を行いました。1929年の世界大恐慌が勃発して経済的に不況が進行される中、日本本土は深刻な財政危機に陥ったために「緊縮財政」を志向しました。1929年11月に、朝鮮総督府の財務局長に任命された林繁蔵は、当時世界経済を暗黒時代に追い込んだ大恐慌の状況の中で、日本本土の緊縮財政を展開しながらも、内心は財政拡大を通じた植民地の開発と進展を企てました。つまり、朝鮮では緊縮による耐乏と節約よりも、むしろ財政の拡充を通じて増産と開発を優先することで、恐慌や財政危機などを克服しなければならないとしたのです。このような構想に発した政策が窮民救済事業でありました。

発表では、日本植民地時代の朝鮮総督府の経済官僚であった林繁蔵が財務局長在任中に実施した窮民救済事業に着目し、事業の推進過程における財政確保のプロセスと、最初の事業となった釜山大橋(以下、影島大橋と称す)建設に伴う資源とその配分、そして報酬の享受などを分析しました。

従来の韓国国内における日本植民地時代の歴史研究は、過度に民族の対日抗争と独立運動の側面を強調してきた嫌いがあります。その影響で、日本植民地時代の支配層である総督、政務総監は、各部局長などの総督府高官による植民地朝鮮の直接運営に対する課題や考え方、政治思想について客観的な理解が伴わない、単なる表面的な植民地時代の面影だけを描いてきました。

実際に、これらの官僚たちは日本人であるため、母国の理解を植民地社会に反映させるために悩み苦しみました。その意味では、日本本土の官僚に劣る境遇から抜け出すために、それなりの「情熱」をもって朝鮮社会の激変を管理しながら生きなければならぬ存在であったと思います。つまり、朝鮮総督府の官僚は、常に日本本土における政治の動きを予知し、注目しながらも、現実的な朝鮮社会の様々な変化や動きに密接に対応しなければならない、といった二つの課題を常に抱えながら生きていた存在だったと言えます。

このようなことが分かっているにもかかわらず、未だに植民地官僚に関する研究は本格的に行われていない状況にあります。したがって、これらの高位官僚のより綿密な分析が必要であり、それが我が国の植民地の経済、または日本強占期社会のより幅広い理解の機会を提供するものであることは言うまでもないと思います。本研究がその出発点となり、朝鮮総督府の日本人官僚総督、政務総監、各部局長などの総督府高官らの研究の発展に一助になれば幸いです。

今回のミニ研究集会でも、日本人官僚の研究に多くの先生方が関心を示してくださったことで、さらなる朝鮮総督府の日本人官僚の研究を進めなければならないと思いました。今回のような国際的な研究会を通じて日本との交流を継続することで、この分野の研究の成果も上げられると確信しました。先生方と一緒に過ごした京都での 3 泊 4 日を振り返ると、たくさんの学びと刺激に満ちた時間でした。今後も継続的な交流が行われることと、お互いの学術研究にも良い影響を与えることを期待しています。(翻訳 冬月律*4)



【研究報告】

震災復興と皇室・神社

: 関東大震災と篤志神職をめぐって

FUJIMOTO Yorio 藤本 頼生*7

大正 12(1923)年 9 月 1 日に発生した関東大震災は、被害者数および被害の甚大さからみても近代日本における最大の自然災害であった。その大震災においては、東京府内(とくに東京市東部)および神奈川県内(とくに横浜市内)の神社においても大きな被害を受けており、東京府では府神職会、横浜市内では神奈川県神職会における復興活動がなされたことが知られている。発表者においてもこれまで関東大震災における各神職会の復興活動について取り上げ、これを社会事業史の観点から発表したことがあったが、本発表では、これまで研究を進めてきた神職会の活動について取り上げるとともに、関東大震災の被災当時、長野県から震災復興のために単身上京し、明治神宮外苑バラックを拠点に震災直後から罹災者救済に尽力した宮澤軍三郎の事績について述べるものである。宮澤の事績は、大正期におけるいわゆる「篤志神職」の事例として注目すべき人物の一人であり、これまで神職組織についての研究が中心であった震災復興の研究の中で、特定の人物に着目し、基礎的史料が不足するなかで長期にわたり被災地に滞在して支援活動を行った「篤志神職」の活動について神道社会事業史の観点から史的な評価を試みる。今回取り上げた宮澤は、長野県千曲市の武水分神社の旧社家の出身であり、同神社の社掌として県内では長野県神職合議所の幹事も務めた人物である。神職としては決して官国幣社の宮司を務めるような人物ではなかったものの、「学才ともに秀で決断力に富む」「氏子に紛擾あれば、東奔西走して社司を助けて円満解決に尽力」という人物であり、困窮している人を見れば助けずにはいられないという性格であったと伝えられている。震災から一か月後の 10 月には単身で上京、県内神職から集めた義捐金の伝達とともに、約 1 万人が暮らす外苑バラックにて、自治会の事務に加わり、トラブルの仲裁を初め、自治会に許された商店の商業活動などに奔走し、震災後の困窮した

人々の金銭的支援に尽力した。宮澤が郷里に宛てた手紙には、「神の恵みによりて私は此尊き体験を与へられたる事を深く感謝する次第に候」と書き記していることから、神社神道に対する信仰と震災復興支援との関わりを窺い知るような記述も見られる。今回の発表では、関東大震災における被害状況と神社界の被災神社の復興についても触れたが、靖國神社のように境内地などを仮設住宅の用地として貸与するような事例もあったが、神職個人としての活動として被災地に住み込んでまでの支援活動を行った宮澤の活動をあらためて再評価すべき必要性についても指摘した。



【研究報告】

常に学びある学术交流

SUNWOO Sung Hye 鮮于 性惠 *8

今回の学术交流ではいつもにも増して記憶にたくさん残るものがあります。個人的には博士課程を修了したことから、恩賜金による授産事業が私の論文と無関係ではなかったからです。その間、恩賜金については授産事業に関して断片的な事例に対する認識だけがありました。

しかし、今回「1910年代釜山府・東萊郡恩賜金授産事業の実態」に関する発表を準備しながら、今後の研究方向も具体的に考えるようになりました。日本での発表を深めて小論文に完成させるという決心もできました。以前よりも熱い議論ができたことや、釜山府に設立された「三重タオル株式会社」と、現在三重県にある三重会社との関連性確認の必要性に対する意見など、今年も色々学べる有意義な学術大会でした。

また、記憶に残るのは皇學館大学が産学協力で生産する「お酒」です。「酒」を作るまでの伝統的な過程(米作り、感謝祭など)、伝統音楽のような部分を商品に組み合わせてストーリーテリングしたのが印象的でした。伝統に対する愛情を感じることができた、とても有益な時間でした。最後に卒業を祝ってくれてありがとうございます。暖かい思いやり、いつも覚えておきます。今後も学びある学术交流が続けられることを願っています。

(翻訳 冬月律 *4)



【研究報告】

日韓の学术交流の継続を願って

KIM Yeseul 金・イエスル *9

今回のセミナーでは「1910年代朝鮮総督府の授産業界伝習所設置と運営」について報告した。伝(講)習所は日帝強占期に恩賜金の一部が使用され、各府郡に設置された施設であり、恩賜金は日帝に対して友好的な勢力を構築し、地方安定化の名目で発行された3000万ウォン相当の債券であった。恩賜金は優先的に両国併合時に功績を立てた官僚や両班儒生などに支給され、次に17,398,000ウォンを分けて、その利子として府郡道別に授産事業、教育、凶歉救済に使用された。授産事業の場合、最初は伝習所と講習所の設置、第二に蚕業、機業、製絲業、授産業などの事業に関する補助、第三に巡回教師の誘致や指導などに分けて進められた。

日帝強占期の朝鮮総督府における朝鮮の産業を奨励する、といった名目で授産事業の一環として、伝習所誘致を促しながら、全国各地で急激に事業数が増加していった。そこで、本研究では、伝習所を分析対象として、(1)日帝強占期における伝習所の形成過程、(2)伝習所の実態及び影響などの検討を基本的な目的としている。

研究の成果をまとめると次の通りである。まず、朝鮮総督府は賜物金のうち17,398,000ウォンの利息を用いて、地方の水産事業、教育、凶歉救済に使用した。訓令第46号(1910.10)に基づいて恩賜金からの利子を授産の3/5、教育に1.5/5、凶歉救済0.5/5ずつ、それぞれ使用するように割り当てた。このように、利子所得の半分以上を水産に使うほど産業奨励を重要視した。



*8 東義大学校 講義全担教授(報告当時)
蔚山科学大学校 講師(令和2年3月1日より現職)

*9 慶南大学校 講師(報告当時)
東義大学校 教育専担教授(令和2年3月1日より現職)

産業奨励は地方の人々、ひいては地方社会の安定化のためであった。特に、総督と道知事などが率先して産業発達に必要な設備と人員を支えるために伝(講)習所設置を促したのである。

第二に、授産事業は、設備費、従業員および授産者の経費、事業費、需用費などの項目に分けて予算が策定されたが、13 道のうち 6 カ所に対しては授産者の経費の割合を最も大きく計画した。忠清南北道、慶尚南北道、江原道、咸鏡北道が該当するが、中でも咸鏡北道が総額の 62.2%を占めており、授産者の経費を最も高く策定された。次に、京畿道と全羅北道は事業費、全羅南道と咸鏡南道は設備費、平安南北道は従業員の経費の予算が大きかった。このように、各地方において人材育成と養成を優先しながら授産者の経費を優先していたことが確認できた。

第三に、総督府と各道の伝(講)習所設置奨励により、工業、養蚕業、農業、水産業、製炭業などに関連する伝習所が全国に誘致された。農業(66 カ所)、養蚕業(38 カ所)、織物の生産・加工業(24 カ所)、関連伝習所の順に誘致され、他にも水産業、工芸業、製炭業伝(講)習所が存在した。伝習所の定員は最低 10 人から最大 100 人までであり、製糸機業や養蚕業などは女性に限定した女子伝習所を置いた。

第四に、伝習所では業種に適合にした教科が形成され、生産と実習だけでなく、販売までも教育過程に含まれていた。また、伝習所の業種を問わず、収容条件に応じて業種別の従事者のほかに、将来に従事予定者も明示していた。このほか養蚕伝習所、産業伝習所、水産伝習所では、共通して身体が健全で素行良好な人々を選び、なかには申請時の年齢制限を設けたこともあった。これらの伝習所の教育過程を通じて生産物と生産庫を増やしていった。その様子は実際に大邱の企業伝習所と馬山の企業伝習所での生産品目の多様化と生産高の増加から確認できる。

今後の研究では、伝(講)習所において実質的に生産量が総生産量のどの程度占めていたか、朝鮮人と日本人と一緒に所内で教育を受ける場合、教育の過程での差異の有無、さらには産業人材育成をもとに、実質的に目指したのは何かなどを明らかにしていきたい。究極的には、「なぜ朝鮮総督府は朝鮮での生産基盤の形成に伝(講)習所を設置したのか」を明らかにしたい。

最後に、日韓の研究交流が始まって数年経ちましたが、国際学術交流はいつも新鮮さを感じます。日本の先生方から統計資料や新聞記事などの、一次資料(史料)に関心を示されましたが、今回のような国際研究会が開催されたことで、同資料についての両国間の議論が可能になったと思います。特に、研究会の初日のパワポ資料にあった目次掲載が好評だった会場の様子を見て、実際に翌日の本人発表にも適用したことはとても印

象に残りました。学会や研究会などで、内容だけではなく、発表に対する態度の認識を改めるきっかけともなりました。今後も日韓の学術交流が続いていくことを期待しています。(翻訳 冬月律*4)



【研究報告】

明治 38(1905)年東北地方大凶作と恩賜金：三県の配付状況の比較を中心に

MIYAGI Yoichiro 宮城 洋一郎*10

はじめに

明治 38(1905)年の東北地方大凶作と恩賜金に関して、次の拙稿を発表。

拙稿「明治三八年東北地方大凶作と「御下賜金」について：宮城県における配付方法を中心に」『明治聖徳記念学会紀要』復刊第 54 号、2017 年 11 月。

同「明治 38(1905)年東北地方大凶作と恩賜金：岩手県における配付方法を中心に」『東北社会福祉史研究』第 37 号、2019 年 3 月。

同「明治 38(1905)年東北地方大凶作と福島県：恩賜金の配付をめぐる問題点」『東北社会福祉史研究』第 38 号、2020 年 3 月。

以上の報告をもとに、ここでは、恩賜金配付に関わる規程について、記しておくこととする。

恩賜金配付に関わる規程について

宮城県：「御下賜金配付方法」(明治 39 年 2 月・訓令第 3 号)により、郡市に分配、市町村長・迅速に窮民に交付、交付するときは包装し申添書を添付、拝受書作成し市は知事、町村は郡長に進達、郡長は直ちに知事に進達。

「訓令第 3 号」通牒案：御下賜金給与は県税戸数割 70 銭(仙台市は 44 銭 8 厘)未満の納税者とし、各市町村で「赤貧者」として同税を賦課せざる戸数を標準とする。給与額は 50 銭以上 2 円以内。「訓第一四号」：「御下賜金」配付に関する注意事項：聖旨を徹底、生業の資となすか貯蓄の基本となす等、徒に消費することのないように注意を加えること。

福島県：「御下賜金取扱規程」(明治 39 年 2 月、訓令

第四号)により、郡市への配当額を定め御沙汰書の写しを添え通達、更に町村への配当額を定める、給与対象は自活能わざる窮民にして他に扶養の途なく救恤を要する者、家族数、疾病その他困窮等を参酌し等差を設け、各戸の給与額を定め、市は知事、町村は郡長の許可を受ける。思召の趣旨を演述して各人に交付。被給与人名簿を作成し捺印させる。

岩手県:「恩賜金配分方法」(明治39年2月、訓令甲第五号)により、恩賜金による救済を救済事業と直接救済に分ける。前者は労働能力を有する者を対象に「生業扶助」を主眼とする。この事業では、桑園、学校林、開墾等を奨励し、各郡とも恩賜金の他に義捐金や村費などを活用して事業費を捻出していた。後者は老幼疾病など労働能力を有しない者を対象。恩賜金品を配与するさいは、御沙汰書写、知事の訓達を各自に下付し、各自より請書を徴す(第13条)。

三県に共通する点:恩賜金(御下賜金)の趣旨を徹底。配付を受けるさいに名簿を作成し、捺印させたことなど。

相違する点・県ごとの特色:宮城県・貯蓄(郵便貯金)を促す。岩手県・労働能力の有無で対象を分け、救済事業に傾注していた。福島県・窮民を規定(自活能わざる、他に扶養の途なく救恤を要する者)。

以上のような点をあげたが、本発表では、この他に、恩賜金の「交付式」、恩賜金、義捐金をめぐる不正を訴える「上申書」などについて、各県ごとの比較などを試みた。いずれも紙幅の関係で割愛した。これらについては、いずれまとめていくこととしたい。



【講演】

戦前戦後の災害下賜金

KAWATA Keiichi 川田 敬一 *11

天皇皇后両陛下は、災害による一定以上の被害に対してお見舞金を下賜される。災害の多かった平成30(2018)年には、5つの災害に対してお見舞金を下された。しかし、その金額は明らかにされていない。そこで、本報告では、災害下賜金支出の手続きや意義を宮内公

文書館所蔵の昭和49(1974)年『賜与録』および大正12(1923)年『恩賜録』を活用して明らかにする。戦後の下賜金は、皇室費の内、宮内庁が経理する公金ではない内廷費から支出される。平成31(2019)年度の下賜金額は、内廷費の約1割に相当する3,000万円程度と推測される。

戦後の下賜の有無や金額は、都道府県ごとに被害状況(死者数や焼失家屋の棟数など)に応じて点数が設けられる。例えば死者1名150点などであり、その点数を合算して1万点を越えれば、点数に応じて都道府県にお見舞金が下賜される。例えば、昭和49年の伊豆半島沖地震では、静岡県は15,655点であり、5万円が下賜された。しかし、被害が甚大な場合は特別詮議がなされる。昭和34年の伊勢湾台風では、愛知県の被害が110万点を超えるほど甚大であったため、下賜の下限は4万点以上に引きあげられた。このように戦後は、基本的に客観的な基準にもとづいて下賜が決定された。これは、天皇が等しく国民に接する存在だからである。しかし、特別な事情があればお見舞金が増額されたり、1万円未満であっても下賜されたりすることがあった。

戦前は、戦後と同様の手続きや基準は設けられたが、都道府県ではなく個人に対して救恤金が下された。その配分方法や実情は今回の調査では明らかにできなかった。大正12年の基準(明治44年の旧内規)では、死者1人当たり2円などであった。しかし、戦後と違い、事情に応じて増額されることがしばしばあった。皇室にゆかりのある御料地での災害や政府が管轄する鉄道事故の場合は、5~10倍の基準で計算された。関東大震災のような国家をゆるがす激甚災害の場合は、1,000万円(戦前企業物価指数で平成30=2018年換算55億円)の救恤金が7府県に下された。しかも、救恤金を賜与する際、内外人の区別をしてはならないと宮内省は指示していた。また、外地の災害は、国内に比べて2倍以上の基準で計算されたのである。これは、遠方のため正確な被害状況を把握できないという理由だけでなく、外地であるがゆえに、天皇との信頼や敬愛の関係を国内よりも示したかったからだと考えられる。

戦前と戦後とで下賜金額を比較すれば、大正期は昭和戦後期の4~20倍の額で、通常会計経常部の3割近くを占めていた。一方、現在は、皇室費の1%にも満たない。皇室の財政が国会の管轄下にあることや戦前のような皇室財産がないこと、国会の議決を経る必要のない下賜額が設定される状況にあることなどから、多額のお見舞金を下賜することは難しい。しかし、お見舞金を天皇が下賜すること自体に意義があるといえる。両陛下による下賜金や被災地への行幸啓は、被災者を励まし勇気づけ、復興への強い意志を育む。これは、世襲君主である天皇にしかできない役割である。

【講演】

歴史的眞実を追求した国際研究
の交流を目指してKIM Inho 金 仁鎬^{*12}

こんにちは。近年、世界的な規模で新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が猖獗を極めています。現在、自粛生活のなかで人びとの間に不信感が募り、息さえも気をつけられないといけな大変な世の中になりました。しかし、わずか2ヶ月前、私たちは、日本の京都で「近現代における「皇室と福祉事業」国際ミニ研究会」に参加しており、開催期間中一緒で幸せでした。今回のニューズレターでも私たちを忘れずに紙面を割いて頂いただけでなく、多くのことを経験させていただいた櫻井先生、新田先生、宮城先生に感謝申し上げます。特に通訳とサポートに尽力された冬月先生と、岡本先生におかれまして深く感謝の意を表します。

ご存知のように、東義大学の近現代史の研究チームは、これまでに植民地朝鮮で施行された恩賜金関連事業に大きな関心を持って研究を行なっています。個人的にも2017年以降、韓国研究財団(翻訳注:日本の科研費)より「帝国のニンジン、植民地朝鮮の恩賜制度研究」という課題名で7年間、毎年百万円の研究費を受けており、今年3年目を迎えました。今回の研究会で二年次の研究である「京畿道配当臨時恩賜金の地方費転換に関する研究」をテーマに講演をさせていただき、恩賜金の地方費化をめぐる、下賜当初の天皇の意向であった朝鮮人本位の福祉政策が、結果的には内地人(日本人)と地方行政維持費に変質してしまったことを報告しました。

受け取り方によっては、互いに誤解を招く余地も多分に含んでいる内容でありましたが、傾聴していただき、様々なご意見、アドバイスくださった多くの日本側の先生方の皆様に深く感謝を申し上げます。お陰様で不十分な私の研究は、より歴史的眞実に接近でき、充実したものに発展できると確信します。

個人的な交流を除いて、私たちのこのような正式な研究交流はすでに4回目となりました。その過程で日本側



による盛大な歓迎、歓待を受けながら、ろくに恩返しが出来ていないことが心残りです。しかし、このような交流を通じて、これまでに植民地を経験した国の歴史学者が持っていた先入観や誤解の多くが解け、改善されるといった成果がありました。何よりも黙々と深みのある研究を進める姿勢を拝見し、大きな感動を受けました。さらに、そのような姿勢や研究手法は私たちがこれから研究を進めるうえで大きな助けになることでしょう。ただ、日本側の研究では、植民地としての朝鮮に関する分析があまり扱われていないことは残念に思いましたが、それも私たちが今後取り組まなければならない課題と受け止めて、さらに邁進してまいります。

先生方と一緒に過ごした京都での3泊4日を振り返ると、このような両国の研究者の交流がどれほど大切かを改めて考えさせられました。今後も継続的に交流が活性化することを期待しています。状況次第ですが、8月にお越しの際は、韓国の忠清道地域での歴史探訪を企画しておりますので、ぜひ一緒できることを楽しみにしております。ありがとうございました。

東義大 金 仁鎬 拝具
(翻訳 冬月律^{*4})

【エクスカージョン報告】
広隆寺と洛中散策OKAMOTO Kazuma 岡本 和真^{*13}

研究会も3日目。最終日2月7日(金)は朝10時30分に集合し太秦の広隆寺を参拝、拝観を行った。今回のエクスカージョン先の候補地として、高麗美術館や下鴨神社が挙げられていたが、韓国の皆さんの希望もあり広隆寺参拝を行う事となった。話を伺うと新羅からの渡来人、秦氏が建立したと伝えられる広隆寺は、本尊弥勒菩薩像が朝鮮半島からの伝来ということで韓国でも最も著名な日本の寺院の一つであるとの事だ。

元禄時代に再建されたとある楼門から境内に入ると新型コロナウイルス騒動の影響か、我々以外の参拝者は無く、落ち着いた雰囲気庭園を楽しむ事が出来た。



本尊が安置されている霊宝殿の中は陰影を明確にするために照明が暗くなっている。普段さして仏像には関心を向けていないのだが、建物の中央に安置されている通称「宝冠弥勒」の表情にはただただ見惚れるのみであった。またそれ以外の仏像も国宝、重要文化財等数多く、新たな知見を得ること多く、充実した拝観となったのは言うまでもない。

なお、広隆寺のパンフレットによると、朝鮮半島伝来とされている「宝冠弥勒」の内部には国産のクスノキが使用されており、実際には日本で作成した可能性もあるとの事であった。現在の韓国においてどのように伝わっているかは知るよしもないが、更なる研究を待ちたいところだ。

参拝を終え、三条へバスで移動した後、高山彦九郎像を通り過ぎながら、宮城先生の若かりし頃より行きつけの店で中華料理を頂いた。その後は周辺の古い町並みを散策しながら八坂神社へ向かう。この道中でも人通りが少ないのが印象的であったが、境内に入ると多少ではあるものの賑わいがあり、エクスカージョンの終盤でようやくある種の京都らしさを取り戻した気がした。

その後は韓国の皆さんとバス停まで向かい、櫻井先生、宮城先生、私で先生方をお見送りして今回の研究会の全行程を終える事が出来た。協力頂いた全ての方に御礼申し上げたい。特に冬月先生、本当にお疲れさまでした。

ちなみに全くの余談なのだが、今回の研究会では韓国の方とのやり取りは自身の英語力が絶望的な事もあり、適当な翻訳アプリを使用したのだが、これの精度の高さに驚き、打ち上げや散策の際にも大変に役に立った事を記しておきたい。



活動報告 令和元年度

第 2 回「近現代における皇室と福祉事業」に関する研究会(出席者)

令和 2 年 2 月 5 日(火) 13:00~17:00、6 日(水) 10:00~17:00

於 キャンパスプラザ京都 第 2 会議室

[メンバー] 新田均、宮城洋一郎、櫻井治男、藤本頼生、遠藤慶太、井上兼一、冬月律、岡本和真、金田伊代 [韓国] 金仁鎬、成江鉉、河燾、李俊英、鮮于性恵、金イエスル、安媛、金紋映

[特別参加] 川田敬一、瓜田理子、池田久代、武田智彦、郭旻錫

(本誌 1~3、9~16 頁参照)

エクスカージョン(出席者)

令和 2 年 2 月 7 日(金) 10:30~14:00

広隆寺、八坂神社

[メンバー] 宮城洋一郎、櫻井治男、冬月律、岡本和真 [韓国] 金仁鎬、成江鉉、河燾、李俊英、鮮于性恵、金イエスル、安媛、金紋映

[特別参加] 瓜田理子、三宅勝正

(本誌 1~3、16、17 頁参照)

新聞掲載記事

- 「戦前の恩賜金実態を考察：日韓の研究者ら」『中外日報』第 28556 号、2 面、令和 2 年 2 月 14 日。
- 『皇室と福祉研究』京都で国際研究集会『神社新報』第 3484 号、4 面、令和 2 年 3 月 2 日。
- 「皇室福祉研究会 日韓交流、有意義に：3 年事業が一区切り」『中外日報』、第 28563 号、2 面、令和 2 年 3 月 11 日。



中外日報(令和 2 年 2 月 14 日)



中外日報(令和 2 年 3 月 11 日)



神社新報
(令和 2 年 3 月 2 日)

会員の主な業績(承前)

(令和元年 10 月～令和 2 年 3 月)

櫻井治男

- 「大嘗祭：“都”と“地方”の物語」松尾大社松悠会講演、令和元年 11 月 6 日、松尾大社(京都)。
- 「『賀』を重ねる喜びをともに」『幽蹟』1287 号、令和 2 年 1 月、3 頁。
- 「祭祀空間としての機能と構成」『八坂神社本殿及び歴史的建造物調査報告書』八坂神社、令和 2 年 2 月、130-164 頁。
- 「三重の祭・行事と『儀礼食』: 神々の『ご馳走』に学ぶこれからの『食生活』」、三重県友の会津支部講演、令和 2 年 2 月 18 日、三重県総合文化会館レセプションルーム(三重)
- 「三重の宗教」『三重県史 通史 近世Ⅱ』三重県生活部、令和 2 年 3 月、3-46 頁。

宮城洋一郎

- 「明治 38(1905)年東北地方大凶作と福島県: 恩賜金の配付をめぐる問題点」『東北社会福祉史研究』第 38 号、令和 2 年 3 月、40-55 頁。

藤本頼生

- 「『明治維新と天皇・神社: 150 年前の天皇と神社政策』錦正社、令和 2 年 2 月。

- 「『神職』と『労務』を考える: 神道の労働観・職業観と奉務規則・神職概念を手掛かりに」『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第 14 号、令和 2 年 3 月、1-27 頁。
- 「『古事記』神代巻に登場する異名同種神の解釈の再整理と地域分布: 「阿須波神」と「波比岐神」をめぐる」『古事記学』第 6 号、令和 2 年 3 月、183-212 頁。

井上兼一

- 「1930 年代における宗教的情操教育の模索: 静岡市の研究開発校に着目して」『皇學館大学教育学部学術研究論集』第 2 号、令和 2 年 3 月、1-12 頁。

冬月律

- 「『過疎地神社の研究』北海道大学出版会、令和元年 9 月。

岩瀬真寿美

- 「新学習指導要領で期待される総合的な学習の時間の教育的アプローチとカリキュラム: 道徳教育との関連から」『同朋福祉』同朋大学社会福祉学部、第 27 号(通巻 49 号)、令和 2 年 2 月、63-77 頁。

金田伊代

- 「阿波井島保養院における神道的背景」第 23 回日本精神医学史学会大会、令和元年 10 月 26 日、岡山大学鹿田キャンパス(岡山)。

編集後記



本年 2 月に韓国から 8 名の先生方をお招きし、日韓合同の国際研究会が開催されました。本号は研究会で報告された先生方にもご寄稿いただき、文部科学省科学研究費助成研究最終年度のまとめとなるような充実した内容になりました。

研究を通して日韓の相互交流と友好関係が深まることを願っています。(金田)



近現代日本における「皇室と福祉事業」に関する研究会
ニューズレター
第 10 号

令和 2 年 3 月 31 日発行
発行 皇學館大学
現代日本社会学部
新田 均研究室◎
〒516-8555
三重県伊勢市神田久志本町 1704
0596-22-0201(代)

科研費
KAKENHI

出張報告(承前)

令和元年度(令和元年 10 月～令和 2 年 3 月)

日程	場所	出張者	内容
9 月 9-12 日	宮内公文書館 (東京都千代田区)	岡本和真	『恩賜録』の閲覧・撮影
10 月 19 日	天理大学 (奈良県天理市)	宮城洋一郎 櫻井治男	韓国日本近代学会 第 40 回国際学術 大会
12 月 8-10 日	宮内公文書館 (東京都千代田区)	岡本和真 金田伊代	『恩賜録』の閲覧・撮影
2 月 5-7 日	キャンパスプラザ京都 (京都府京都市)	(別掲参照)	第 2 回研究会 (別掲参照)